## 別紙 意見の概要及び市の考え方

## 市の対応区分

	対応区分	意見の件数
A	意見をもとに、施策案を修正したもの	0 件
В	意見の考え方が施策案に含まれていたもの	1 件
С	意見を施策案に反映しないもの	0 件
D	その他、施策案に直接関係ないもの等	4 件

	意見の概要	対応 区分	市の考え方
1	犯罪被害とは、どういった犯	D	本条例における犯罪とは、
	罪を予想しているのか。災害や		刑法(明治40年法律第45
	戦争もはいるのか。		号) その他の刑罰法規の規定
			により刑罰を科せられる行為
			を想定しております。
2	どのようなルートで犯罪被害	D	犯罪被害者等への支援につ
	者を特定するのか。		いては、被害者等から市への
	犯罪被害者が望んだ場合に支		申告により実施します。被害
	援を受けるもので、受けたくな		に遭われた方の個々の状況に
	い場合には断れるのか。		応じた適切な支援を提供して
			まいります。

	意見の概要	対応 区分	市の考え方
9	犯罪被害者等のプライバシー	В	犯罪被害者等への支援の過
	は守られるのか。他人は情報を		程において、プライバシーの
	すべて知りたいと思うが、被害		侵害等の二次的被害や再被害
	者は何も知られたくない、そっ		が発生しないよう、十分に配
	としておいてほしい、と思う場		慮する必要があると考えてお
3	合もあると思う。仕事とはいえ		り、下記項目に市の姿勢を示
	情報を他人に知られるというこ		しております。
	とは二次被害になりはしない		
	か。		4 基本理念
4	早期援助団体への支援とは何	D	早期援助団体とは、犯罪被
	か。		害等を早期に軽減するととも
			に、犯罪被害者等が再び平穏
			な生活を営むことができるよ
			う支援するための事業を適正
			かつ確実に行うことができる
			と認められる非営利法人であ
			って、千葉県では「公益社団
			法人 千葉犯罪被害者支援セ
			ンター」が指定されておりま
			す。
			早期援助団体への支援とし
			て、犯罪被害者等支援を効果
			的に行うため、市が実施する
			当該支援に関する施策に係る
			情報の提供などを行う必要が
			あると考えております。

	意見の概要	対応 区分	市の考え方
	個人や本人の意志に関係な	D	犯罪被害者等に関する情報
	く、自動的に連携団体に情報提		の提供については、本人の同
	供されるものなのか。		意が必要であることから、自
	それとも情報提供にあたって		動的に連携団体へ提供される
5	は、個人や本人に都度許可を取		ものではありません。
	り、誰にされているのかなど細		個人情報の取扱いについて
	かい配慮があるのか。		は、十分に配慮した上で、関
			係機関等と連携・協力して必
			要な施策を講じてまいりま
			す。